2025. 1. 9

【毎月勤労統計（24 年 11 月）】

実質賃金は年前半マイナスへ、好循環は足踏みか

～労務費価格転嫁は進展も一巡感、25 年の中小賃上げ動向は不透明～

経済調査部　エコノミスト
吉川　裕也

ポイント

- **11 月の現金給与総額は特別給与で＋0.5%ﾎﾟｲﾝﾄ押し上げられており、賃金の基調が強まったとは判定できない。実質賃金は確報値で下方修正され、前年比▲0.5%程度を見込む**
- **公取委調査は労務費の価格転嫁進展が中小の防衛的賃上げを下支えした可能性を示唆。もっとも、転嫁率上昇には一巡感があり、25 年の中小賃上げ動向は不透明**
- **実質賃金は賞与効果で 24 年 12 月にプラスになった後、1－4 月に再度マイナスへ。安定的なプラス推移は 7－9 月期以降か。好循環定着へのハードルは高い**

１．中小の防衛的賃上げ継続、小規模企業は息切れ

11 月の毎月勤労統計（速報）で、現金給与総額は前年同月比＋3.0%、実質賃金は同▲0.3%となった。賃金動向の基調を示す所定内給与が同＋2.7%と前月(同＋2.5%)から加速したものの、現金給与総額の伸びは物価の伸び（同＋3.4%）を下回った。ただ、実質賃金算出に当たって適用される消費者物価は「持家の帰属家賃を除く総合」であり、総合指数よりも伸びがやや高めである点には注意を要する（＋0%台半ば程度)。

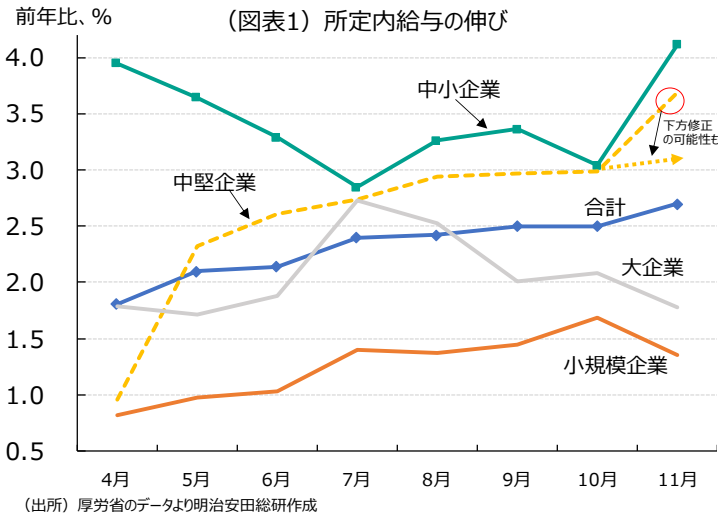

（図表1）所定内給与の伸び
（出所）厚労省のデータより明治安田総研作成

所定内給与の内訳では、パート時給の伸びが加速する一方、一般労働者については同＋2.6%と前月(同＋2.7%)から小幅な減速となっており、春闘の反映が一巡するなか、賃金の基調に大きな変化はみられない。

特別給与は、マイナスだった前年同月の反動などで同＋7.9%と大幅な伸びをみせ、現金給与総額の伸びに対する寄与度は＋0.5%ﾎﾟｲﾝﾄに及ぶ。特別給与の寄与がなければ現金給与総額の伸びは＋2%台半ばにとどまった計算となり、賞与支給月以外（8－10 月）の基調的な伸びとほぼ変わらない。11 月の結果から賃金動向が上向いたと判定することはできない。

企業規模別に所定内給与の伸びをみると、小規模企業（従業員数 5～29 人）が同＋1.4%（10 月：同＋1.7%）と低調な推移が続く一方、中小企業（従業員数 30～99 人）は同＋4.1%（同＋3.0%）と堅調である（図表 1）。業績が冴えないなか、人材を確保する目的で行なう「防衛的賃上げ」が中小企業の基本給増加要因とみられる。小規模企業は基本給を引き上げる体力がないため、防衛的賃上げの手段は専ら賞与となり（6－7 月の特別給与は前年同期比＋14.6%）、所定内給与の伸びは小さい。大企業（従業員数 500 人以上）の所定内給与の伸びは前年同月比＋1.8%と冴えない。2024 年春闘のベアが＋3.56%とはいえ、一部の大手企業の動向が中心であり、毎月勤労統計における大企業の動きは別物である。

中堅企業（従業員数 100～499 人）の所定内給与が同＋3.7%（10 月：同＋3.0%）と、大幅に伸びている。ただ、10 月分でも不自然な上振れがみられたが、確報値で下方修正となった（速報値：同＋3.9%、確報値：同＋3.0%）。8－9 月分も同様であり、本統計における 2024 年のくせといってよい。確報値は速報値の集計後に新たに提出された調査票を加え集計したものであり、中堅企業については、パート比率が高く賃上げ率が低い先の調査票が常習的に遅延して届いている可能性がある。

そこで、11 月分についても速報値は過大で、1 月 24 日発表の確報値で中堅企業の所定内給与が同＋3.0%程度に下方修正されると仮定すると、インパクトは現金給与総額に対して▲0.2 ﾎﾟｲﾝﾄと推計される。11 月分の実質賃金は確報値で同▲0.5%程度となろう。夏の賞与支給時期以降（8－11 月）の実質賃金はマイナス基調である。

２．実質賃金の安定的なプラス推移は 25 年 7－9 月期以降か

今後の実質賃金を展望する。現金給与総額の伸びに対する小規模・中小企業の寄与率は、賞与支給月（6－7 月）で約 6 割、8－11 月で約 5 割である（図表 2）。先行き、所定内給与の伸びはいずれの規模でも横ばい圏を見込むが、賞与支給月（12 月）においては小規模・中小企業の奮闘が予想される。

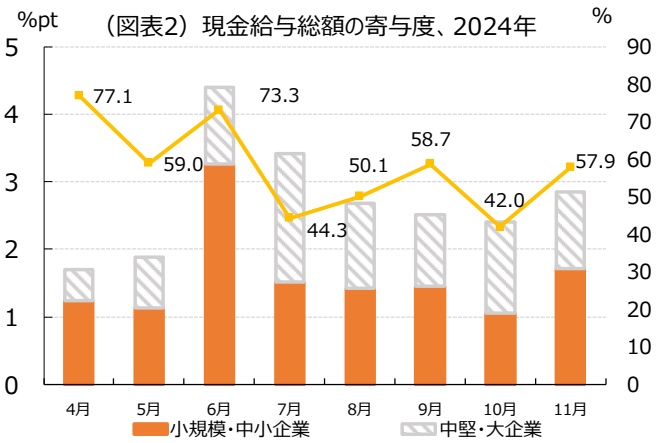

（図表2）現金給与総額の寄与度、2024年

（出所）厚労省のデータより明治安田総研作成、23年の数値は令和６年前年比算定のための参考値を使用

12 月と 25 年 1 月は電気・ガス料金の補助が切れるため、物価が上昇する見込み。12 月は賞与効果で実質賃金がプラスになるとみるが、1 月は再びマイナスに戻ろう（図表 3）。2 月検針分から復活する電気・ガス料金の補助により物価は▲0.3 ﾎﾟｲﾝﾄ程度押し下げられるが、ガソリン補助金の補助縮小（1 月 16 日～：2 週間から 3 週間程度で小売価格に反映、2 月の物価に影響）により効果は幾分相殺されよう。2－4 月の実質賃金はマイナスとなる可能性が高い。

2025 年春闘が 5%程度の賃上げとなる場合、5 月以降の現金給与総額の基調的な伸びは 2024 年 8－11 月（前年比＋2.5%程度）と大差ないとみる。実質賃金の安定的なプラス推移はモノの物価が落ち着くとみられる 7－9 月期以降となろう。

（図表3）先行きの賃金のシミュレーション（本系列）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	2025年1月	2～4月
									予想		
特別給与	2.2	0.1	7.8	6.6	12.0	12.4	▲2.2	7.9	7.4	▲3.1	4.3
所定内給与	1.8	2.1	2.2	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.7	2.7	2.7
総額	1.6	2.0	4.5	3.4	2.8	2.5	2.2	3.0	5.1	2.5	2.8
物価	2.9	3.3	3.3	3.2	3.5	2.9	2.6	3.4	3.6	3.5	3.3
実質賃金	▲1.2	▲1.3	1.1	0.3	▲0.8	▲0.4	▲0.4	▲0.3	1.5	▲1.0	▲0.5

（出所）厚労省のデータをもとに明治安田総研作成、予想は明治安田総研。数値の単位は前年比%、物価は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）

３．価格転嫁は進展も一巡感、2025 年の小規模・中小の賃上げ動向は不透明

企業が各種コストを自社製品・サービスに価格転嫁できるかどうかは、賃上げの持続性を考えるうえで重要な論点である。なかでも交渉力の弱い小規模・中小企業は価格転嫁が十分できず、企業収益の抑制要因となるため、持続的な賃上げがしにくいと言われる。2024 年 12 月 16 日に公正取引委員会が発表した『令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査』は、価格転嫁の進展を示しており、本年の中小企業の積極的な賃上げの要因について有益な示唆を与える。

まず、「コスト別の転嫁率」（受注者の転嫁要請額に対して引き上げられた金額の割合）をみると、労務費が 62.4%（前年度比＋17.3 ﾎﾟｲﾝﾄ）、原材料価格が 69.5%（同＋1.6 ﾎﾟｲﾝﾄ）、エネルギーコストが 65.9%（同＋13.8 ﾎﾟｲﾝﾄ）である（図表 4）。インフレ率という客観的指標があるため交渉の根拠にしやすい原材料価格とエネルギーコストに比べ、労務費の価格転嫁は遅れていたが、2024 年の転嫁率が大幅に上昇したことは朗報である。これが中小企業の賃金上昇に寄与した可能性が高い。一方、インフレ局面が続くなかでも、原材料価格の転嫁率が 7 割手前で伸び悩んだ（67.9%⇒69.5%）のは気がかりである。7 割がコスト転嫁率の壁になっている可能性があり、2025 年については、労務費転嫁率の上昇幅縮小を覚悟する必要があろう。もっとも、2024 年の労務費転嫁率 62.4%というのは全体平均であり、下請けの段階別にみると大きな差が観察される。

（図表4）コスト別の転嫁率

コスト種別	2023年度調査（%）	2024年度調査（%）
労務費	45.1	62.4
原材料価格	67.9	69.5
エネルギーコスト	52.1	65.9

（出所）公正取引委員会の資料をもとに明治安田総研作成
受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合

（図表5）サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率

サプライチェーンの段階	2023年度調査（%）	2024年度調査（%）
需要者　⇒元請	47.7	66.5
元請　⇒一次受注者	44.8	61.0
一次受注者⇒二次受注者	39.3	56.1
二次受注者⇒三次受注者	35.4	49.2

（出所）公正取引委員会の資料をもとに明治安田総研作成
受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合

「サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率」をみると、すべての段階で転嫁率がアップしているが、一次受注、二次受注と段階が進むほど、価格転嫁に苦戦している状況がわかる（図表 5）。転嫁状況の改善に向けては、元請が価格設定を通じ需要者から十分なコスト調達を行なうと同時に、発注者と受注者間の交渉力格差に起因する転嫁率低下を防止する公的サポートも欠かせない。三次受注者の労務費転嫁率が依然 5 割を切っているのは、従業員 30 人未満の小規模企業に基本給引き上げの動きが乏しいことと整合的にみえる。また、一次・二次受注者の労務費転嫁率が 5 割台後半～6 割程度へ上昇したことは、中小企業の基本給引き上げを後押ししたと考えられる。もっとも、転嫁率の上昇幅縮小が見込まれる 2025 年においては、昨年よりも積極的な賃上げを中小企業に求めるのは多少酷なように思われる。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 エコノミスト 吉川　裕也
電話番号：03-6261-7947
e-mail：yu-kikkawa@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元●株式会社明治安田総合研究所　〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11　TEL03-6261-6411